経過的長期給付組合積立金の管理及び 運用に係る基本的な方針

地方職員共済組合

(令和7年3月31日 改正)

目 次

(地方共済事務局)

I		経過的長期給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針
	1	基本的な方針2
	2	年金資産運用検討委員会の活用2
	3	「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組2
	4	資金運用計画2
	•	1)資金収支見込み
	(2) 資金運用方針
Π		経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項
	1	受託者責任の徹底3
	2	連合会等との協力・連携3
Ш		経過的長期給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの
		産の構成に関する事項
	1	運用の目標3
	2	基本ポートフォリオの基本的な考え方4
	3	基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合4
	4	基本ポートフォリオの見直し4
	5	年金給付のための流動性の確保4
	6	リスク管理4
	(1) 資産全体
	(2) 各資産
	(3) 自家運用
	7	
	•	1) 短期運用
	•	2)取引金融機関
	`	
IV		その他経過的長期給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項
	1	運用実績の公表6
	2	基本方針の変更6
	3	必要な事項の定め 6

(団体共済部)

Ι		経過的長期給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針	
	1	基本的な方針7	
	2	年金資産運用検討委員会の活用7	
	3	「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組7	
	4	資金運用計画7	
	(1) 資金収支見込み	
		2) 資金運用方針	
	`	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
Π		経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	
	1		
	2	市場及び民間の活動への影響に対する配慮8	
	3	連合会等との協力・連携8	
	_		
Ш		経過的長期給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点から <i>の</i>)
	資	産の構成に関する事項	
	1	 運用の目標8	
	2	基本ポートフォリオの基本的な考え方9	
	3	基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合9	
	4	ベンチマーク9	
	(1) 国内債券	
		2) 国内株式	
	(3) 外国債券	
	(4) 外国株式	
	5	基本ポートフォリオの見直し10	
	6	年金給付のための流動性の確保10	
	7	リスク管理10	
	(1)資産全体	
	(2)預託金	
	(3) 自家運用	
	8	運用手法11	
	(1) 運用の具体的手法	
IV		その他経過的長期給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項	
	1	運用実績の公表12	
	2	基本方針の変更12	
	3	必要な事項の定め12	
(別	表)格付機関12	
١	邠	則	

経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本的な方針

(平成27年10月1日制定)

(平成30年7月19日改正)

(令和 2 年 3 月 3 1 日 改 正)

(令和 3 年12月24日 改 正)

(令和 7 年 3 月 3 1 日 改 正)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する 法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第75条の3 において準用する地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下 「法」という。)第112条の11第1項の規定に基づき、地方職員共済組合(以 下「組合」という。)の経過的長期給付組合積立金の管理及び運用が適切になさ れるよう、一元化法附則第75条の3において準用する法第112条の10第 1項の規定に基づき、地方公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)が 定める管理運用の方針(以下「管理運用方針」という。)に適合するように、地 方共済事務局(地方職員共済組合定款第9条に規定する地方共済事務局をいう。 以下同じ。)及び団体共済部(地方職員共済組合定款第9条に規定する団体共済 部をいう。以下同じ。)の経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本 的な方針(以下「基本方針」という。)を次のとおり定める。

(地方共済事務局)

I 経過的長期給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針

1 基本的な方針

経過的長期給付組合積立金の運用は、新規の掛金収入が発生しないという 閉鎖型年金の特性を踏まえ、下振れリスクに特に留意しつつ、将来にわたる 負債と積立金との関係を常に意識しながら、組合員の利益のため、給付等に 対応するための資産を適切に確保しつつ、経過的長期給付事業の運営の安定 に資することを目的として行う。

なお、経過的長期給付組合積立金は、連合会交付金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。)第149条において準用する地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。)第21条の2第2項の規定により連合会から交付される資金をいう。以下同じ。)の交付を受けて年金給付等への対応を行っている。

このため、経過的長期給付組合積立金は、全額が年金給付に対応するため に必要な資産(以下「給付対応資産」という。)となることから、短期資産と して自家運用を行う。

2 年金資産運用検討委員会の活用

基本方針の策定、変更等、経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る専門的事項を審議するため、年金資産運用検討委員会を設置する。

年金資産運用検討委員会は、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務 経験を有する者で構成することとし、別に定める設置要綱に基づき運営する。

3 「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組

「アセットオーナー・プリンシプル」(令和6年8月28日内閣官房策定) の内容を踏まえつつ、社会経済環境の変化等に対応し、受託者責任と市場等 の発展について求められる役割を果たすために、必要な取組を実施する。

4 資金運用計画

経過的長期給付組合積立金の運用に当たっては、年度当初に「年間資金運用計画」を作成し、連合会に送付する。当該計画は、年度中間期にその見直しを行う。また、毎月、「月間資金運用計画」を作成する。

年間資金運用計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) 資金収支見込み

- ア 収入予定額
 - (ア) 本部送付金
 - (イ) 追加費用
 - (ウ) 連合会交付金
 - (工) 短期運用益
- イ 支出予定額
- (ア) 給付支払金
- (イ)業務経理繰入金
- ウ 短期運用額

(2) 資金運用方針

自家運用

Ⅱ 経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1 受託者責任の徹底

経過的長期給付組合積立金の運用に関わる全ての者について、慎重な専門 家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

2 連合会等との協力・連携

連合会から積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の情報提供を受けるとともに、他の管理運用機関(一元化法附則第75条の3において準用する法第112条の10第2項第4号に規定する組合、市町村連合会及び連合会をいう。以下同じ。)に対して経過的長期給付組合積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

Ⅲ 経過的長期給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの 資産の構成に関する事項

1 運用の目標

経過的長期給付組合積立金の運用は、給付対応資産を確保することが最優先であるため、連合会交付金の交付を受けて年金給付等への対応を行うことを前提にしており、長期的な観点から定められた管理運用方針の運用目標とする運用利回りの確保並びに基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖離幅の範囲内での運用を行うことができない。したがって、年金給付等に対応するために、必要な資金を確保しつつ、可能な範囲で収益を確保することを目標とする。

2 基本ポートフォリオの基本的な考え方

連合会交付金の交付を受けて年金給付等への対応を行うことを前提に、給付等に対応するための必要な資産を「給付対応資産」として位置付け、短期資産により運用し、年金給付に支障が生じないよう、給付動向に応じた資産管理を行う。

基本ポートフォリオの設定については、年金資産運用検討委員会の審議を 経て運営審議会(法第6条に規定する運営審議会をいう。以下同じ。)に報告 する。

3 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオの資産構成割合を次のとおり定める。

資 産	国内債券
資産構成割合	100%

- (注)① 年金給付等への対応のため、短期資産を保有することができる
 - ② 短期資産は、国内債券に区分する。

4 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。

また、管理運用方針が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、 必要に応じ、見直しを行う。

見直しに当たっては、年金資産運用検討委員会の審議を経て、運営審議会等へ報告する。

5 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

6 リスク管理

経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に伴う必要なリスク管理システムを整備し、各種リスクの管理を適切に行う。

また、経過的長期給付組合積立金について、自家運用により管理及び運用を行うとともに、次の方法によりリスク管理を行う。

これらのリスク管理については、その実施方針について年金資産運用検討

委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び年金資産運用検討委員会に報告を行う。

(1) 資産全体

ポートフォリオを適切に管理するため、経過的長期給付組合積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。併せて、経過的長期給付組合積立金の資産構成割合と管理運用方針の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

(2) 各資産

各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。

(3) 自家運用

運用に関するガイドライン(以下「自家運用ガイドライン」という。)を 定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

7 運用手法

経過的長期給付組合積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、次の基本的な考え方及び自家運用ガイドラインに基づき、自ら管理運用業務を行う、自家運用とする。

(1) 短期運用

ア 基本的な考え方

短期運用は、年金給付等の送金等資金繰りを十分勘案の上、短期的に運用が可能な資金について、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

イ 投資対象資産

投資対象資産は、短期国債、国庫短期証券、預金、譲渡性預金、別表に 定める格付機関(以下「格付機関」という。)のいずれかからA格相当以上 の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー(含む現先取引)、MMF等 とする。

(2)取引金融機関

短期運用に係る取引金融機関の選定については、信用リスク等を勘案して別に定める「取引金融機関等の選定基準」により行う。

なお、「取引金融機関等の選定基準」については、年金資産運用検討委員会の審議を経るほか、実施状況や年金資産運用検討委員会から求めのあっ

た事項についても適時に報告する(以下、団体共済部に係るⅢの8の(1)のアの(イ)においても同様とする。)。

IV その他経過的長期給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1 運用実績の公表

経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用収益や リスクなど管理及び運用実績の状況等について、毎年1回(各四半期の管理 及び運用実績の状況等については四半期ごとに)ホームページ等で迅速に公 表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、 情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの公表については、適時に運営審議会及び年金資産運用検討委員会に報告を行う。

2 基本方針の変更

管理運用方針が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、基本 方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更し、公表する。

変更に当たっては、年金資産運用検討委員会の審議を経て運営審議会等へ報告する。

3 必要な事項の定め

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(団体共済部)

I 経過的長期給付組合積立金の管理及び運用の基本的な方針

1 基本的な方針

経過的長期給付組合積立金の運用は、新規の掛金収入が発生しないという 閉鎖型年金の特性を踏まえ、下振れリスクに特に留意しつつ、将来にわたる 負債と積立金との関係を常に意識しながら、団体組合員の利益のため、給付 等に対応するための資産を適切に確保しつつ、経過的長期給付事業の運営の 安定に資することを目的として行う。

このため、リスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に適切に分散して投資すること(以下「分散投資」という。)を基本として、基本ポートフォリオを策定し、経過的長期給付組合積立金の管理及び運用を行う。

なお、給付対応資産については、短期資産として自家運用するものとし、給付対応資産を除いた余裕金については、連合会への預託により、運用する。

2 年金資産運用検討委員会の活用

基本方針の策定、変更等、経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る専門的事項を審議するため、年金資産運用検討委員会を設置する。

年金資産運用検討委員会は、経済、金融、資金運用等の学識経験又は実務 経験を有する者で構成することとし、別に定める設置要綱に基づき運営する。

3 「アセットオーナー・プリンシプル」を踏まえた取組

「アセットオーナー・プリンシプル」(令和6年8月28日内閣官房策定) の内容を踏まえつつ、社会経済環境の変化等に対応し、受託者責任と市場等 の発展について求められる役割を果たすために、必要な取組を実施する。

4 資金運用計画

経過的長期給付組合積立金の運用に当たっては、年度当初に「年間資金運用計画」を作成し、連合会に送付する。当該計画は、年度中間期にその見直しを行う。また、毎月、「月間資金運用計画」を作成する。

年間資金運用計画には、次に掲げる事項を定める。

(1)資金収支見込み

ア 収入予定額

- (ア) 負担金
- (イ) 追加費用
- (ウ) 連合会交付金
- (エ) 短期運用益

(才) 長期運用益

- イ 支出予定額
- (ア) 給付支払金
- (イ)業務経理繰入金
- ウ 短期運用額
- エ 長期運用額

(2) 資金運用方針

- ア 自家運用
- イ 預託運用

Ⅱ 経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

1 受託者責任の徹底

経過的長期給付組合積立金の運用に関わる全ての者について、慎重な専門 家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

2 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

経過的長期給付組合積立金の運用に当たって、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケット・インパクトを被ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

3 連合会等との協力・連携

連合会から預託金(連合会へ預託する資産をいう。以下同じ。)の運用状況のほか、積立金の管理及び運用に関する技術的及び専門的な知識、資料等の情報提供を受けるとともに、他の実施機関に対して経過的長期給付組合積立金の運用に係る業務の実施に関して、必要な情報提供を行うなど、相互に連携を図りながら協力する。

Ⅲ 経過的長期給付組合積立金の管理及び運用における長期的な観点からの 資産の構成に関する事項

1 運用の目標

閉鎖型年金という特性を有する経過的長期給付組合積立金の運用は将来に わたる負債と積立金の関係に十分留意しつつ、必要となる積立金の実質的な 運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをい う。)1.9%を最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、 これを適切に管理する。

その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。

また、長期的に資産全体の複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオの各資産の構成割合で加重平均して算出したものをいう。以下同じ。)を確保するとともに、各年度における資産全体の複合ベンチマーク収益率及び各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること、経過的長期給付積立金のベンチマークと整合的であること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。

パフォーマンス評価に当たっては、ベンチマーク収益率を基に適切な方法を用いる。その際、要因分析の精緻化や透明性の向上等の観点から、資産配分効果、ベンチマーク選択効果、ファンド選択効果等できる限り投資行動に沿った要因分解を行うよう努める。

2 基本ポートフォリオの基本的な考え方

給付等に対応するため必要な資産を「給付対応資産」として位置付け、短期資産により運用し、年金給付に支障が生じないよう、給付動向に応じた資産管理を行う。

給付対応資産を除いた余裕金については、連合会への預託による運用を前提とする。

基本ポートフォリオの設定については、年金資産運用検討委員会の審議を経て運営評議員会(法第144条の5第1項に規定する団体職員運営評議員会をいう。以下同じ。)に報告する。

3 基本ポートフォリオの資産区分及び資産構成割合

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、 外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオの資産構成割合及び許容乖 離幅を次のとおり定める。

なお、次に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、許容乖離幅を 超過することについては許容するものとする。

資 産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
許容乖離幅	± 9 %	± 9 %	± 7 %	± 9 %

(注) 短期資産は、国内債券に区分する。

4 ベンチマーク

各資産のベンチマークは、次のとおりとする。

(1) 国内債券

NOMURA-BPI総合

(2) 国内株式

TOPIX (配当込み)

(3) 外国債券

FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)

(4) 外国株式

MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、税考慮前)

5 基本ポートフォリオの見直し

市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、毎年1回基本ポートフォリオの検証を行うほか、設定時に想定した運用環境が現実から乖離しているなど必要があると認める場合には、基本ポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、見直しを行う。

また、管理運用方針が変更されたとき、地方公務員共済組合連合会預託金運用規程(平成27年10月1日地共連規程第6号)及び預託金の管理及び運用に関する基本方針(平成27年10月1日制定)(以下「預託金管理運用方針」という。)が変更されたとき、その他必要があると認めるときは、必要に応じ、見直しを行う。

見直しに当たっては、年金資産運用検討委員会の審議を経て、運営評議員会等へ報告する。

6 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、預託金について連合会と相互に 連携を図りながら、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するととも に、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不 足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強 化を図る。

7 リスク管理

経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に伴う必要なリスク管理システムを整備し、各種リスクの管理を適切に行う。

また、経過的長期給付組合積立金について、連合会への預託及び自家運用により管理及び運用を行うとともに、連合会からの報告等に基づき、資産全体、各資産及び自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。

これらのリスク管理については、その実施方針について年金資産運用検討委員会の審議を経て運営評議員会に報告するとともに、リスク管理の状況に

ついては、適時に運営評議員会及び年金資産運用検討委員会に報告を行う。

(1) 資産全体

ポートフォリオを適切に管理するため(2)の預託金の運用状況と合わせて、経過的長期給付組合積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。併せて、経過的長期給付組合積立金の資産構成割合と管理運用方針の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

(2)預託金

毎月、預託金の運用状況について連合会から報告を受け、資産構成割合等を確認する。

(3) 自家運用

自家運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。

8 運用手法

(1) 運用の具体的手法

ア 自家運用

経過的長期給付組合積立金の安全かつ効率的な運用に資するため、次の 基本的な考え方及び自家運用ガイドラインに基づき、自ら管理運用業務を 行う。

(ア) 短期運用

a 基本的な考え方

短期運用は、年金給付等の送金等資金繰りを十分勘案の上、短期的に 運用が可能な資金について、安全性及び流動性、運用可能期間並びに短 期金利の動向を勘案し、有利な運用に努める。

b 投資対象資産

投資対象資産は、短期国債、国庫短期証券、預金、譲渡性預金、格付機関のいずれかからA格相当以上の格付を取得しているコマーシャル・ペーパー(含む現先取引)、MMF等とする。

(イ) 取引金融機関

短期運用に係る取引金融機関の選定については、信用リスク等を勘案 して別に定める「取引金融機関等の選定基準」により行う。

イ 預託金による運用

預託金の運用は、預託金管理運用方針の規定に基づき行うものとする。 預託金による運用に係る具体的な手法、事務手続等については、連合会 と必要な情報交換を行うなど、相互に連携を図りながら対応する。

IV その他経過的長期給付組合積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

1 運用実績の公表

経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に関して、各年度の運用収益や リスクなど管理及び運用実績の状況等について、毎年1回(各四半期の管理 及び運用実績の状況等については四半期ごとに)ホームページ等で迅速に公 表する。

公開する資料について、より一層分かりやすいように工夫するとともに、 情報公開・広報活動の充実を図る。

これらの公表については、適時に運営評議員会及び年金資産運用検討委員会に報告を行う。

2 基本方針の変更

管理運用方針等が変更されたとき、預託金管理運用方針が変更されたとき、 その他必要があると認めるときは、基本方針に検討を加え、必要に応じ、これを変更し、公表する。

変更に当たっては、年金資産運用検討委員会の審議を経て運営評議員会等へ報告する。

3 必要な事項の定め

この基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(別表) 格付機関

- 1 株式会社格付投資情報センター
- 2 株式会社日本格付研究所
- 3 S&Pグローバル・レーティング
- 4 フィッチレーティングスリミテッド
- 5 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

附則

- 1 この基本方針は、平成27年10月1日から適用する。
- 2 基本方針(地方共済事務局) Iの6の(2)のア、Iの6の(3)のア、イに規定する「取引金融機関等の選定基準」については、平成27年10月1日以後、新たに契約する取引金融機関等に対して適用することとし、同日前に契約している取引金融機関等については、改正後の「取引金融機関等の選定基準」に基づき選定されたものとみなす。

附則

- この基本方針は、平成30年7月19日から適用する。 附 則
- この基本方針は、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この基本方針は、令和4年1月1日から適用する。 附 則
- この基本方針は、令和7年4月1日から適用する。